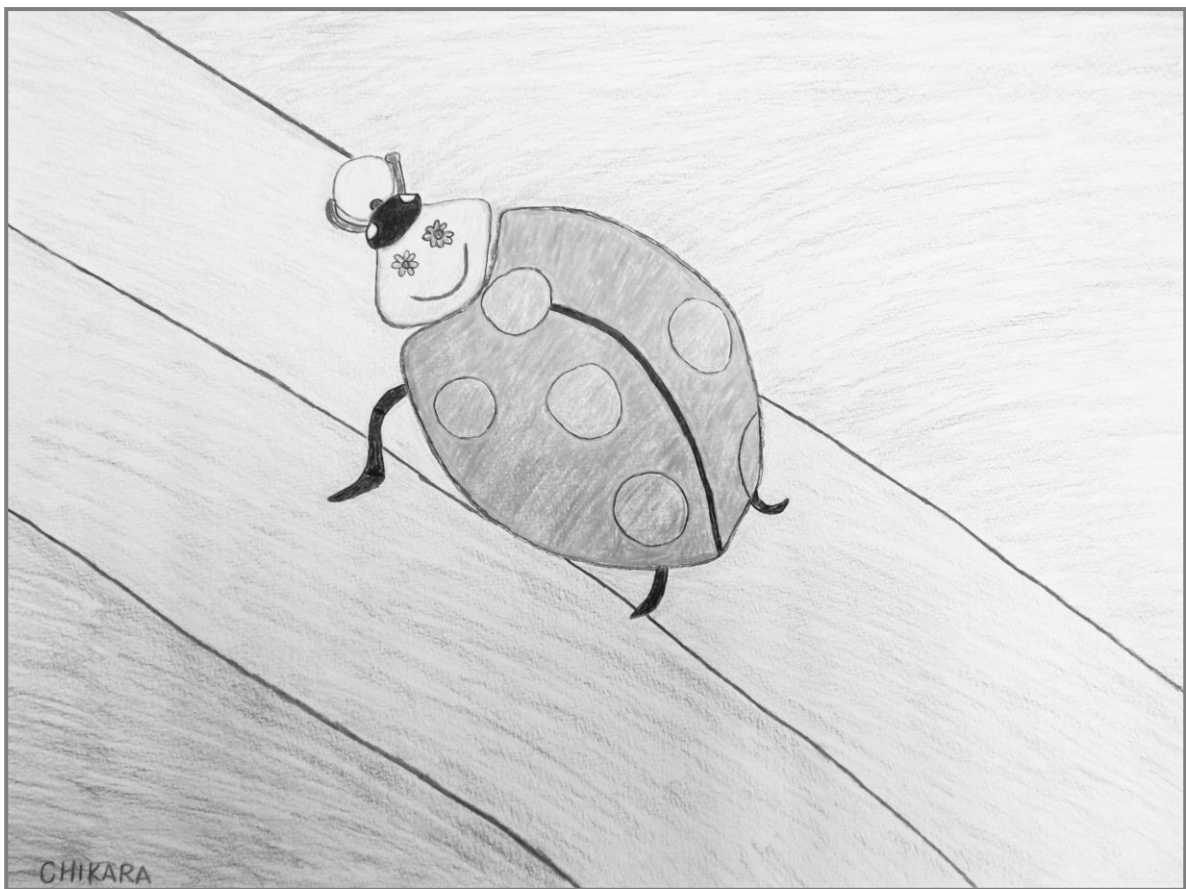


七ヶ浜町くらしの情報

障害福祉サービスのご利用について



※申請は事前申請が原則です。
サービスの利用にあたっては、必ず事前にご相談くださるようお願いいたします。
また、法令等の改正により、制度内容が変更になる場合もあります。

七ヶ浜町地域福祉課

平成 31 年 2 月 1 日現在

手帳の交付を受けるには

1. 身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・・1
2. 療育手帳・・・・・・・・・・・・・1
3. 精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・・・・2

6. 要約筆記通訳の派遣・・・・・・・・・・・・・18
7. 手話通訳者の派遣・・・・・・・・・・・・・18
8. 知的障害者グループホーム体験ステイ・・・・・・・・・・・・・18
9. 自動車運転免許の取得に要する費用の一部助成
・・・・・・・・・・・・・19

年金・手当

1. 障害基礎年金・・・・・・・・・・・・・2
2. 障害厚生年金・・・・・・・・・・・・・3
3. 障害共済年金・・・・・・・・・・・・・3
4. 特別障害給付金・・・・・・・・・・・・・3
5. 特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・4
6. 障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・4
7. 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・5
8. 特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・5
9. 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業・・・・・・・・・・・・・6
10. 心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・・・・6
11. 特定疾患・小児慢性特定疾患
通院介護料交付事業・・・・・・・・・・・・・6
12. 生活福祉資金の貸付制度・・・・・・・・・・・・・7

10. 自動車改造費助成・・・・・・・・・・・・・19
11. 高齢者等配食サービス・・・・・・・・・・・・・19
12. 軽度生活援助事業・・・・・・・・・・・・・19
13. 精神障害を有する方への
ホームヘルプサービス・・・・・・・・・・・・・20
14. 災害時要援護者消防緊急情報システム・・・・・・・・・・・・・20
15. 青い鳥郵便はがきの配布・・・・・・・・・・・・・20
16. 郵便による不在者投票・・・・・・・・・・・・・20
17. 身体障害者標識(四葉マーク)・・・・・・・・・・・・・20
18. 駐車禁止除外指定者標章の交付・・・・・・・・・・・・・21

税制上の優遇制度・・・・・・・・・・・・・22

自動車税(軽自動車税)・自動車取得税の減免 ・・・・・・・・・・・・・23

医 療

1. 自立支援医療の給付・・・・・・・・・・・・・8
2. 心身障害者医療費助成・・・・・・・・・・・・・9
3. 特定疾患治療研究事業・・・・・・・・・・・・・9
4. 小児慢性特定疾患治療研究事業・・・・・・・・・・・・・9

交通・その他料金の割引

1. 鉄道運賃の割引・・・・・・・・・・・・・24
2. 航空運賃の割引・・・・・・・・・・・・・25
3. 福祉タクシーの利用助成・
心身障害者自動車等燃料費助成・・・・・・・・・・・・・25
4. タクシー運賃の割引・・・・・・・・・・・・・26
5. 路線バス運賃の割引・・・・・・・・・・・・・26
6. 有料道路の割引・・・・・・・・・・・・・27
7. NHK放送受信料の減免・・・・・・・・・・・・・28
8. 日本電信電話(NTT)番号無料案内
(ふれあい案内)・・・・・・・・・・・・・28
9. 携帯電話基本使用料金等の割引・・・・・・・・・・・・・28
10. 郵便料金の減免・・・・・・・・・・・・・29
11. 公共施設の割引・・・・・・・・・・・・・29
12. 障害福祉サービス・・・・・・・・・・・・・30

日常生活の援助

【生活支援用具の給付・貸出等】

1. 補装具の交付・修理・・・・・・・・・・・・・10
2. 日常生活用具の給付・・・・・・・・・・・・・11
3. 難聴児補聴器購入助成・・・・・・・・・・・・・16
4. 福祉機器の貸出・・・・・・・・・・・・・16
5. 声の広報発行事業・・・・・・・・・・・・・16
6. 「みやぎ県政だより」点字版・音声版・・・・・・・・・・・・・16
7. 盲導犬育成貸与・・・・・・・・・・・・・17

【生活を支援する各種サービス等】

1. 移送サービス事業・・・・・・・・・・・・・17
2. 重度障害者移動入浴サービス・・・・・・・・・・・・・17
3. 訪問入浴サービス・・・・・・・・・・・・・17
4. 日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・18
5. 移動支援事業・・・・・・・・・・・・・18

福祉施設・・・・・・・・・・・・・33

各種団体等・・・・・・・・・・・・・33

障害についての相談・・・・・・・・・・・・・35

手帳の交付を受けるには

1. 身体障害者手帳 身体

身体に障害のある方が、様々な福祉のサービスを受けるために必要な手帳です。

- <対象となる方> 視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・手足（肢体）・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能に一定以上に永続する障害のある方
- <障害等級> 障害の等級は1級から6級まであります。
- <申請に必要な書類> ①身体障害者手帳交付申請書（用紙は窓口にあります）
②指定医師の診断書・意見書（用紙は窓口にあります）
③写真2枚（たて4cm×よこ3cm）
④印鑑
⑤マイナンバーのわかるもの
- <届出が必要な場合> ①居住地・氏名などが変わったとき
②手帳を紛失・破損したとき
③障害の程度が変わったとき
- <問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

2. 療育手帳 知的

様々な福祉のサービスを受けやすくし、一貫した指導・相談を行うのに必要な手帳です。

- <対象となる方> 知的な発達の遅れ等により、日常生活に支障があるために何らかの援助を必要とする方。
- <障害程度> A（重度）とB（中・軽度）の2つに区分されています。
- <申請に必要な書類> ①療育手帳交付申請書（申請書は窓口にあります。）
②写真2枚（たて4cm×よこ3cm）
③マイナンバーのわかるもの
- *申請後、役場職員による聞き取り調査を行います。
*宮城県中央児童相談所もしくは宮城県リハビリテーション支援センターにおいて面談、判定が必要です。
*障害程度によっては、数年ごとに程度確認のための再判定が必要です。
- <届出が必要な場合> ①居住地・氏名などが変わったとき
②手帳を紛失・破損したとき
- <問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

3. 精神障害者保健福祉手帳 精神

一定の精神障害を有する方が各種福祉サービスを受けたり、社会復帰・社会参加の促進を目的とした手帳です。

- <対象となる方> 精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活に制限のある方。
(知的障害者の方は含まれません。)
- <障害程度> 障害の程度は1級から3級まであります。
- <申請に必要な書類> ①申請書(申請書は窓口にあります。)
②医師の診断書(初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの)又は精神障害を理由とする障害年金を受給している方は、年金証書の写し及び年金支払い通知書
③印鑑
④写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
⑤マイナンバーのわかるもの
- <有効期限> 申請の日から2年間(2年ごとの更新手続きが必要です。)
- <届出が必要な場合> ①居住地・氏名が変わったとき
②手帳を紛失・破損したとき
- <問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

年金・手当

1. 障害基礎年金 身体 知的 精神

障害基礎年金は、初診日において、

- ①国民年金に加入している人
②国民年金に加入していたことのある60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所のある人が障害等級1級、又は2級の障害となったときに支給されます。
※ただし加入期間の3分の2以上の保険料を納めていること(免除期間を含む)、または初診日前の1年間に保険料の滞納がない方
※20歳になる前に1級、または2級の障害となった方は20歳から支給対象となります。
(この場合所得制限があります。)

- <支給年金額> 1級障害 年額 974,125円
2級障害 年額 779,300円
○18歳未満の子がある場合(その子が国民年金法に定める1.2級の障害に該当する場合は20歳未満)には加算額があります。
・2人目の子まで1人につき年額 224,300円
・3人目から1人につき年額 74,800円 (※H30.4.1現在)
- <所得制限> 20歳前に初診日がある方は、ご本人の所得によって年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。
- <問い合わせ先> 七ヶ浜町町民課 国保年金係 ☎022-357-7446

2. 障害厚生年金 身体 知的 精神

厚生年金に加入している間の病気や負傷により障害者となった時に支給されます。障害の程度により、障害厚生年金（厚生年金法に定める障害の等級1～3級）または障害手当金（軽度の場合に一時金）が支給されます。

<支給年金額> 年金額は、給与の額や、保険加入期間により計算されます。1、2級には配偶者加算があります。

<問い合わせ先> 勤め先の事業所を管轄とする社会保険事務所

3. 障害共済年金 身体 知的 精神

公務員が在職中に病気や負傷によって障害者となった場合に支給されます。障害の程度により障害共済年金（1級～3級）または障害一時金（公務外の軽度の障害によって退職した場合）が支給されます。

<支給年金額> 平均給料月額、組合員期間により計算されます。

<問い合わせ先> 官公庁の所属共済組合

4. 特別障害給付金 身体 知的 精神

年金を受けていない障害者の方を対象とした「特別障害給付金」制度があります。

<対象となる方> ①昭和61年3月以前に国民年金に任意加入していなかった、厚生年金保険等に加入していた方の配偶者であった方
②平成3年3月以前に国民年金に任意加入していなかった学生（※）であった方がその当時の病気やけがなどが原因で、現在一定以上の障害の状態にある場合です。
（※対象となる学生の範囲など、制度の詳細については町民課国保年金係または年金事務所までお問い合わせください。）

<受給額> 障害基礎年金の1級に相当する方 月額51,650円
2級に相当する方 月額41,320円（H30.4.1現在）

<所得制限> 本人がほかの年金を受給している場合や本人の所得によっては、受給が調整（または停止）されることもあります。

<問い合わせ先> セケ浜町町民課 国保年金係 ☎022-357-7446

5. 特別障害者手当 身体 知的 精神

身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

<手 当 額> 月額 26,940円 (H30.4.1 現在)

<支 給 制 限> 施設に入所している方
病院などに3ヶ月以上入院している方
本人や扶養義務者の所得が基準額を超えている方

<支 給 月> 2月(11~1月分)、5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8月~10月分)の年4回に分けて支給されます。
なお、手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

<申請に必要な書類> ①特別障害者手当用診断書(用紙は窓口にあります。)
②世帯全員の住民票の写し
③身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
④町県民税課税証明書又は非課税証明書
⑤預金通帳(本人のもの)
⑥印鑑
⑦公的年金を受けている場合はその証書
⑧マイナンバーのわかるもの

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

6. 障害児福祉手当 身体 知的 精神

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

<手 当 額> 月額 14,650 円 (H30.4.1 現在)

<支 給 制 限> 施設に入所している方
病院などに3ヶ月以上入院している方
本人や扶養義務者の所得が基準額を超えている方

<支 給 月> 2月(11~1月分)、5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8月~10月分)の年4回に分けて支給されます。
なお、手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

<申請に必要な書類> ①障害児福祉手当用診断書(用紙は窓口にあります。)
②世帯全員の住民票の写し
③身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
④町県民税課税証明書又は非課税証明書
⑤預金通帳(本人のもの)
⑥印鑑
⑦公的年金を受けている場合はその証書
⑧マイナンバーのわかるもの

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

7. 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳の年度末まで）を監護する父又は母、養育者に支給されるものです。心身に一定の障害がある児童は20歳未満まで対象となります。

- <支給対象となる児童> ①父母が婚姻を解消若しくは婚姻によらないで生まれた児童
②父又は母が死亡した児童、若しくは生死が明らかでない児童
③父又は母が重度の障害にある児童
④父又は母から1年以上遺棄されている児童、若しくは父又は母が1年以上拘禁されている児童
⑤父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童 等
- <支給制限> ①児童が児童福祉施設に入所しているとき
②本人又は扶養義務者の所得が基準額以上のとき
- <手当額> 児童1人 月額 42,500円から10,030円
※対象児童が2人以上いる場合
2人目 10,040円加算から5,020円
3人目以降1人 6,020円加算から3,010円
(所得額に応じて額が変わります) (H30.4.1 現在)
- <問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 社会福祉係 ☎022-357-7449

8. 特別児童扶養手当 身体 知的 精神

20歳未満の精神又は身体に障害がある児童を養育している父母または養育者に支給されます。

- <手当額> 1級 月額 51,700円
2級 月額 34,430円 (H30.4.1 現在)
- <支給制限> ①児童が施設に入所しているとき
②児童が障害を理由とする公的年金を受給しているとき
③本人又は扶養義務者の所得が基準額以上のとき
- <支給月> 4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、11月(8~11月分)の年3回に分けて支給されます。
なお、手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。
- <問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 社会福祉係 ☎022-357-7449

9. 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業 身体

- <対象となる方> 在宅で生活をしている、呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を所持する方のうち医師の指示により在宅酸素療法を実施している方
- <内 容> 酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。
助成金は7, 11, 3月に4ヶ月分ずつ支給します。
- <問い合わせ先> セケ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

10. 心身障害者扶養共済制度 身体 知的 精神

障害児（者）を扶養している保護者が死亡、又は重度障害になったとき、残されたその障害児（者）に終身一定額の年金が支給されます。

- <対象となる障害児（者）の障害程度> 知的障害者・身体障害者（身体障害者手帳1～3級）
精神障害、脳性麻痺、血友病、難病の方など
- <保護者の加入資格> 県内に住所を有し、65歳以下の生命保険に加入できる健康状態である方
- <掛 金> 障害者1人につき2口まで加入できます。掛金の月額、加入時の年齢で異なります。
- <掛金の減免> その世帯の所得の状況に応じて減免されます。
- <年金の支給> 加入者が死亡又は重度の障害になったときには、その月から生涯心身障害者に対して支給されます。
- 月額 20,000円（2口の場合は40,000円）
※心身障害者が加入者（1年以上加入）の生存中に死亡した場合には一時金として弔慰金が支払われます。また、この制度から途中で脱退する場合（5年以上加入者のみに）には脱退一時金が支給されます。
- <問い合わせ先> セケ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

11. 特定疾患・小児慢性特定疾患通院介護料交付事業

特定疾患・小児慢性疾患の認定を受けている在宅の方で、介護を受けて通院している次の方に介護料が交付されます。

- ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方（20歳未満の方）
- ②13歳未満の方
- ③上記以外で心身機能の障害のため介護が必要と医師が認める方（20歳未満の方）

- <問い合わせ先> 宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所 ☎022-363-5504

12. 生活福祉資金の貸付制度

障害のある方に対し、資金の貸付けと生活の援助に役立てる制度です。

	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子
生業を営むために必要な経費	460万円以内	—	貸付の日から 6ヶ月以内 (分割交付の 場合は最終貸 付日より)	20年以内	連帯保証人を つける場合は 無利子 連帯保証人を たてられない 場合は措置期 間経過後 年1.5%
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円以内～ 580万円以内(技能を習得する期間による)			8年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内			7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内			8年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内			8年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内			10年以内	
負傷または疾病の療養にかかる経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内(期間が1年を超えないとき) 230万円以内(期間が1年～1年6ヶ月以内のとき)			5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内(期間が1年を超えないとき) 230万円以内(期間が1年～1年6ヶ月以内のとき)			5年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内			7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内			3年以内	
住居の移転等に必要な経費	50万円以内			3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内			3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内			3年以内	
緊急小口資金	10万円以内			2ヶ月以内	

<問い合わせ先> 七ヶ浜町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

医療

1. 自立支援医療の給付 身体 精神

[更生医療]

更生医療とは、18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方で、一般医療ですでに治癒したと考えられる障害に対して、日常生活等をしていく上で便利のように、障害を軽くしたり、回復させたりする手術などの医療を給付する制度です。費用は原則、医療費の1割負担となります（世帯の収入によって月額上限が設定されます）。

対象医療の例

- | | |
|---------|----------------------------|
| ① 肢体不自由 | 人工関節置換術 等 |
| ② 心臓 | 冠動脈形成術、人工弁置換術、ペースメーカー埋込術 等 |
| ③ 腎臓 | 人工透析、腎移植術 等 |

必要書類

- ① 身体障害者手帳
- ② 申請書（申請用紙は窓口にあります）
- ③ 指定医師の意見書
- ④ 健康保険証の写し
- ⑤ 印鑑
- ⑥ マイナンバーのわかるもの

[精神通院医療]

精神疾患の通院医療を受けやすくするために医療費（入院は除く）が助成される制度です。費用は原則、医療費の1割負担となります（世帯の収入によって月額上限が設定されます）。1年ごとの更新が必要です。

必要書類

- ① 申請書（申請用紙は窓口にあります）
- ② 医師の診断書（更新申請の方は、不要場合があります）
- ③ 健康保険証の写し
- ④ 印鑑
- ⑤ マイナンバーのわかるもの

[育成医療]

身体に障害がある18歳未満の児童で、手術等の治療によって障害が軽快する見込みがある場合に医療費が助成される制度です（身体障害者手帳は必要ではありません）。費用は原則、医療費の1割負担となります（世帯の収入によって月額上限が設定されます）。

必要書類

- ① 申請書（申請用紙は窓口にあります）
- ② 指定医師の意見書
- ③ 健康保険証の写し
- ④ 印鑑
- ⑤ マイナンバーのわかるもの

※自立支援医療の詳しい内容については、お問い合わせください。

<お問い合わせ先> セヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

2. 心身障害者医療費助成 身体 知的

重度の心身障害者（児）が病院や診療所などで診療を受けたときに、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。（本人及び扶養義務者の所得により支給されない場合があります。）

＜対象となる方＞ 医療保険加入者で身体障害者手帳2級以上（内部障害は3級以上）又は療育手帳A（職親に監護されているBも含む）及び特別児童扶養手当1級に該当する方。

＜問い合わせ先＞ 七ヶ浜町地域福祉課 社会福祉係 ☎022-357-7449

3. 特定疾患治療研究事業 （平成27年1月1日より対象疾病が順次拡大されます）

厚生労働省が定めた疾患に罹患された方に対し、医療費などが給付される制度です。

＜問い合わせ先＞ 宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所 ☎022-363-5504

4. 小児慢性特定疾患治療研究事業（平成27年1月1日より対象疾病が順次拡大されます）

厚生労働省が定めた疾患に罹患された児童に対し、医療費などが給付されます。

＜問い合わせ先＞ 宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所 ☎022-363-5504

日常生活の援助

【生活支援用具の給付・貸出等】

1. 補装具の交付・修理 身体 難病

補装具とは障害の部分をおぎなって、日常生活や職業生活を容易にするために必要な用具をいいます。補装具の交付を受けることができるのは、身体障害者手帳をお持ちの方またはこれに準ずる難病患者の方になります。

ただし、医療機関において医師が行う治療の一環として、治療材料費（療養費）扱いで健康保険などから支給される医療用装具や他の法律（厚生年金保険法・船員保険法・農林漁業団体職員共済組合法・労働者災害補償保険法・介護保険法）での交付や修理が可能な場合には、それらの制度からの支給となります。

＜申請要件＞ 障害の程度により給付品目が異なります。なお、耐用年数以内の場合は修理の申請をすることができます。

＜自己負担額＞ 原則費用の1割負担となりますが、世帯の収入の状況によって上限月額が設定されています。

＜申請書類＞

- ①身体障害者手帳（難病患者の方は医師の診断書又は特定疾患受給者証）
- ②印鑑
- ③補装具給付申請書（申請用紙は窓口にあります）
- ④医師の意見書（不要な場合があります）
- ⑤マイナンバーのわかるもの
- ⑥その他必要と認める書類

※申請内容によっては、宮城県リハビリテーション支援センターの判定を受ける必要があります。その場合、申請から交付まで約1～2ヶ月程度かかります。

障 害 別	補 装 具 の 種 類
肢 体 不 自 由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置 等
視 覚 障 害	眼鏡、義眼、盲人安全杖
聴 覚 障 害	補聴器
音 声 言 語 障 害	意思伝達装置

＜問い合わせ先＞ 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

2. 日常生活用具の給付 身体 知的 精神 難病

在宅の重度の障害者（児）及び難病患者が、日常での生活を快適に営むにあたって、不便さを解消し、自立した生活を過ごせるようにするために各種用具を給付します。

＜申請要件＞ 障害の程度により給付品目が異なります。また、品目によっては耐用年数があります。

＜自己負担額＞ 原則として費用の1割負担です。品目により支給上限額が定められており、上限額を超えた分については自己負担となります。

＜申請書類＞ ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、特定疾患受給者証等
②印鑑
③日常生活用具給付申請書（申請用紙は窓口にあります）
④その他必要と認める書類

種目	品目	対象者	性能
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢の障害若しくは体幹の機能障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	下肢の障害若しくは体幹の機能障害の程度が1級の身体障害者若しくはこれに準ずる難病患者等であって常時介護を要するもの又は重度知的障害者	褥瘡 ^{しよくろ} の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
	特殊尿器	下肢の障害若しくは体幹の機能障害の程度が1級の身体障害者又はこれに準ずる難病患者等であって、常時介護を要するもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又はその介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって、入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上の者に限る。）	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	下肢の障害若しくは体幹の機能障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等であって、下着交換等に介助を要するもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
	移動用リフト	下肢の障害若しくは体幹の機能障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等（原則として3歳以上の者に限る。）	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	訓練いす	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として3歳以上18歳未満の者に限る。）	原則として付属のテーブルが付いているもの
	訓練用ベッド	下肢の障害若しくは体幹の機能障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
	入浴補助用具	下肢の障害若しくは体幹の機能障害である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等であって、入浴に	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助する

種目	品目	対象者	性能
自立生活支援用具		介助を要するもの（原則として3歳以上の者に限る。）	ことができ、対象者又はその介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。
	便器	下肢の障害若しくは体幹の機能障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	頭部保護帽	平衡機能の障害又は下肢の障害若しくは体幹の機能障害を有する身体障害者、重度知的障害者であっててんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び精神障害者であって転倒の危険があると認められるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
	歩行補助つえ	下肢の障害又は体幹の機能障害を有する身体障害者	T字状、棒状の一本つえ（補装具として給付されるものを除く。）
	移動・移乗支援用具	平衡機能の障害又は下肢の障害若しくは体幹の機能障害を有する身体障害者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの（原則として3歳以上の者に限る。）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具
	特殊便器	上肢の障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者若しくはこれに準ずる難病患者等（原則として学齢児以上の者に限る。）又は重度知的障害者であって訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び対象者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	火災警報器	障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者（精神保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、及び屋外にもブザーで知らせ得るもの
	自動消火器	障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者若しくはこれに準ずる難病患者等、重度知的障害者又は精神障害者（精神保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該身体障害者若しくはこ	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの

種目	品目	対象者	性能
		れに準ずる難病患者等、重度知的障害者若しくは精神障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	
	電磁調理器	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの及び重度知的障害者であって単身世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	対象者が容易に使用し得るもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚の障害の程度が2級である身体障害者又は聴覚の障害の程度が2級である身体障害者であって、聴覚の障害を有する身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能の障害の程度が1級又は3級の身体障害者であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの（原則として3歳以上の者に限る。）	透析液を加温し、一定温度に保つもの
	ネブライザー	呼吸器機能の障害の程度が1級若しくは3級若しくは同程度である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等であって、必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの
	電気式たん吸引器	呼吸器機能の障害の程度が1級若しくは3級若しくはこれらと同程度である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等であって、必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	対象者が容易に使用し得るもの
	盲人用体温計（音声式）	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの
	盲人用体重計	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）であって、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	対象者が容易に使用し得るもの
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能の障害の程度が3級以上若しくは心臓機能の障害の程度が3級以上若しくはこれらと同程度である身体障害者で、血中酸素濃度を管理することが必要なもの又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	対象者が容易に使用し得るもので、人工呼吸器装着の場合は、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有すること
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障害を有する身体障害者又は肢体不自由である身体障害者であって、発声又は発語に著しい障害を有するもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの
	情報・通信支援用具	視覚の障害の程度が1級若しくは2級又は上肢の障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）	パーソナルコンピュータを使用するに当たり、障害特性に応じて必要となる周辺

種目	品目	対象者	性能
情報・意思疎通支援用具			機器やアプリケーションソフト
	点字ディスプレイ	視覚の障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者又は視覚及び聴覚の重複障害（原則として視覚の障害の程度が1級又は2級かつ聴覚の障害の程度が2級）を有する身体障害者であって、必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの
	点字器	視覚の障害を有する身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）	32マス、両面書き又は片面書きで、点筆によるもの
	点字タイプライター	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって、就労し、就学し、又は就労が見込まれるもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）	音声等による操作ボタンの認識が可能であり、かつ、DAISY方式等による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）	音声等による操作ボタンの認識が可能であり、かつ、DAISY方式等により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用拡大読書器	視覚の障害を有する身体障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
	盲人用時計	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）	音声式又は触読式によるもので、対象者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用通信装置	聴覚の障害を有する身体障害者及び発声又は発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚の障害を有する身体障害者であって、本装置によってテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は聴覚障害児用	

種目	品目	対象者	性能
			番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者又は聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの
	人工喉頭 (笛式)	音声機能又は言語機能に障害を有する身体障害者であって、喉頭摘出したもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの
	人工喉頭 (電動式)	音声機能又は言語機能に障害を有する身体障害者であって、喉頭摘出したもの	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
排泄管理支援用具	ストマ装具 (消化器系)	直腸の機能障害を有する身体障害者であって、人工肛門を造設しているもの（紙おむつ等の給付を受けた者を除く。）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの
	ストマ装具 (尿路系)	ぼうこうの機能障害を有する身体障害者であって、人工ぼうこうを造設しているもの（紙おむつ等の給付を受けた者を除く。）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの
	紙おむつ等	身体障害者（3歳以上の者に限る。）であって、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とするもの（ストマ装具の給付を受けた者を除く。） ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマ変形のためストマ用装具を装着することができないもの イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの ウ 脳原性運動機能障害等により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの、その他紙おむつ等の用具が必要と認められるもの	紙おむつ、さらし、ガーゼ、 脱脂綿 洗腸装具
	収尿器（男性用）	ぼうこうの機能障害を有する身体障害者又は背髄損傷等により高度の排尿機能障害がある身体障害者	採尿器とストマ装具（尿路系）で構成され、尿の逆流防止装置のあるラテックス製又はゴム製のもの
	収尿器（女性用）	ぼうこうの機能障害を有する身体障害者又は背髄損傷等により高度の排尿機能障害がある身体障害者	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の導尿ゴム管付採尿袋

※住宅改修が必要な場合

給付対象費用	対象者	給付要件
居宅生活動作補助用具（対象者の移動等を円滑にする用具をいう。）の購入費及び次に掲げる住宅改修に要する改修工事費	下肢の障害、体幹の機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能に限る。）の障害の程度が1級、2級若しくは3級である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等（学齢児以上の者に限る）。ただし、特殊便器への取替えに限り、上肢の障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者又はこれに準ずる難病患者等を対象者とする。	対象者が現に居住する住宅及びその敷地内について行われる住宅改修であり、かつ、対象者の身体の状況、住宅の状況等を勘案して必要であると認められること。この場合において、当該住宅が借家である場合にあっては、当該住宅の家主の承諾を必要とする。
ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ アからオまでに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		

<問い合わせ先> セブシマ町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

3. 難聴児補聴器購入助成

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

<対象となる方> 両耳の平均聴力レベルが30～70dBで、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童

<助成金額> 購入費用の3分の2（但し上限額があります）

<問い合わせ先> セブシマ町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

4. 福祉機器の貸出

障害をお持ちの方が在宅で生活する上で必要な下記の福祉機器を貸し出ししております。

対象機器	貸出期間	利用料金
車椅子	1ヶ月	無料

<問い合わせ先> セブシマ町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

5. 声の広報発行事業 身体

視覚障害をお持ちの方で、文字情報の収集が困難な方に対して、生活情報を録音してお届けします。

<問い合わせ先> セブシマ町政策課 情報政策係 ☎022-357-2117

6. 「みやぎ県政だより」点字版・音声版 身体

みやぎ県政だよりの情報を、点字と音声により発行しています。

<問い合わせ先> 宮城県視覚障害者福祉協会 ☎022-257-2022

7. 身体障害者補助犬の貸与 身体

身体に障害のある方が、より快適な歩行を可能にし、自立した生活を送るため補助犬を貸与します。

<対象となる方>

- 1、盲導犬 視覚障害2級以上の方で県内に1年以上居住する満18歳以上の方
- 2、介助犬 肢体不自由2級以上の方で県内に1年以上居住する満18歳以上の方
- 3、聴導犬 聴覚障害2級以上の方で県内に1年以上居住する満18歳以上の方

<問い合わせ先> 宮城県保健福祉部障害福祉課 ☎022-211-2541

【生活を支援する各種サービス等】

1. 移送サービス事業

車椅子や歩行補助具を使用し、ご家族などの方の介助がなければ通院、施設の利用が困難な方の送迎を支援するサービスです。(家族やヘルパーなどの付き添いが必要となります。)

<利用日・時間> 月曜日から金曜日(祝日を除く) 月5回まで 午前8時30分から17時

<移送の範囲> 七ヶ浜町内、塩釜市、多賀城市、利府町、松島町、
宮城野区(一部の地域に限ります。) *要相談

<利用料金> 町内 300円 町外 500円

<問い合わせ先> 七ヶ浜町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

2. 重度障害者移動入浴サービス

ご家庭の浴槽で入浴が困難な障害をお持ちの方に、移動入浴車での入浴サービスを行っております。

<利用料金> 1回 1,500円 (但し、利用回数に制限があります。) *要相談

<問い合わせ先> 七ヶ浜町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

3. 訪問入浴サービス 身体

ご家庭の浴槽で入浴することが困難な障害をお持ちの方に対し、ご自宅での入浴を支援するサービスです。

<対象となる方> 上肢、下肢の身体障害者手帳を交付されている在宅の方のうち、等級が1級または2級の方(入浴の際に家族等の付添いが必要です)

<利用日> 1週間につき1回

<利用料> 全身浴 1,100円/1回
部分浴または清拭 770円/1回

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

4. 日中一時支援事業 身体 知的 精神

在宅の障害を有する方（身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児））の社会参加や、保護者が何らかの社会的、私的理由により介護できないときに一時的に預かる事業です。

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

5. 移動支援事業 身体 知的 精神 難病

身体障害者手帳の障害程度が視覚障害（1、2級）、肢体不自由（1級）の方及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又はこれに準ずる難病患者等の地域での自立生活及び社会参加の促進を図るため、ガイドヘルパーの派遣をいたします。

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

6. 要約筆記通訳者の派遣 身体

聴覚に重度の障害のある方や音声・言語機能に障害をお持ちの方を対象に要約筆記奉仕員の派遣を行っております。

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449
宮城県聴覚障害者福祉会 ☎022-393-5504

7. 手話通訳者の派遣 身体

聴覚に重度の障害のある方や音声・言語機能に障害をお持ちの方を対象に手話通訳者の派遣を行っております。

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449
宮城県聴覚障害者福祉会 ☎022-393-5504
FAX 022-393-5504

8. 知的障害者グループホーム体験ステイ 知的

障害をお持ちの方が地域で自立した生活を送ることができるように、グループホームでの生活を体験する機会を提供します。

<対象となる方> 町内に居住する15歳以上の知的障害児(者)又は重症心身障害児(者)

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

9. 自動車運転免許の取得に要する費用の一部助成 身体 知的

- <対象となる方> 身体障害者手帳1級～3級または療育手帳をお持ちの方で免許取得により社会参加が見込まれる方。(自動車学校入校前に申請の必要があります。)
- <助 成 額> 免許取得に直接要した費用の3分の2以内とし、10万円が限度となります。
- <問い合わせ先> セケ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

10. 自動車改造費助成 身体

- <対象となる方> 就労等により、自ら運転する自動車の改造が必要となる、3級以上の上肢、下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方。(所得税課税所得金額により対象にならない場合があります。)
- <助 成 額> 自動車の改造に直接要した費用のうち10万円を限度とする。
- <問い合わせ先> セケ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

11. 高齢者等配食サービス

在宅高齢者であり、かつ、食事の調理が困難な方に対して配食サービスを行うことで、高齢者等の日常生活の安定と健康を維持し、介護予防を図るとともに高齢者等の安否確認を行うことを目的としております。

- <対象となる方> 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方であって、老衰、心身の障害及び疾病等の事由により食事の調理が困難な方
- <利 用 日> 月曜日、水曜日、金曜日(昼食または夕食のどちらか選択)
- <利 用 料> 1回の利用につき350円
- <問い合わせ先> セケ浜町健康増進課 高齢者福祉係 ☎022-357-7447

12. 軽度生活援助事業

自立を目的とし、軽易な家事サービスとして外出の援助、食事・食材の確保、家屋内の整理などを提供します。

- <対象となる方> 要支援認定を受けた者と基本チェックリスト該当者のうち、介護予防ケアマネジメントにて利用が必要と認められた者
- <利 用 者 負 担> 所得に応じて負担があります。(無料、100円、200円)
- <問い合わせ先> セケ浜町健康増進課 高齢者福祉係 ☎022-357-7447

13. 精神障害を有する方へのホームヘルプサービス 精神

食事を作ることや掃除がうまく出来ない方、一人暮らしに向けて家事の練習をしたい、外出が1人では不安なので付き添ってほしいなど、日常生活のお手伝いをします。

<対象となる方> 精神障害者保健福祉手帳を持っている方
精神障害を理由に障害年金を受けている方

<問い合わせ先> セケ浜町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

14. 災害時要援護者消防緊急情報システム

ひとり暮らしの高齢世帯及び障害などにより、火災などの災害において独力で身を守ることができないと思われる方々に対し、塩釜地区消防事務組合がいち早く救出及び救援が行えることを目的とされた制度です。

<問い合わせ先> セケ浜町地域福祉課 社会福祉係 ☎022-357-7449

15. 青い鳥郵便はがきの配布 身体 知的

身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの手帳をお持ちの方に、各年度4月1日から5月31日までの間に郵便局へ申請しますとお一人につき20枚の青い鳥はがきが無償配布されます。

<問い合わせ先> 各郵便局

16. 郵便による不在者投票 身体

次の方は公職選挙の際に自宅で郵便による投票をすることができます。
郵便投票証明書の交付を受ける必要があり、選挙直前では間に合わなくなることがあるので事前に申請してください。

- ①身体障害者手帳の障害程度が、両下肢又は体幹の障害若しくは移動機能障害の方は1級か2級
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の方は1級若しくは3級
- ③免疫、肝臓の障害の方は1級から3級

<問い合わせ先> セケ浜町選挙管理委員会（総務課内） ☎022-357-7436

17. 身体障害者標識（四葉マーク） 身体

肢体不自由に係わる条件付免許を持つ方が、普通自動車を運転するときは、規定の身体障害者標識（身障者マーク）を自動車の前面と後面の所定の見えやすい位置につけて運転するように努めなければなりません。各販売店にて購入の上、ご利用ください。

18. 駐車禁止除外指定車標章の交付 身体 知的 精神

<対象となる方> 下記の身体障害者手帳をお持ちの方本人が運転し使用する車、又は本人（下記身体障害者手帳所持者、療育手帳Aの方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方）を同乗させて家族等が運転し使用する車。

<必要書類> 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し2部
自動車検査証の写し2部
運転免許証の写し2部
印鑑
医師の意見書（該当者のみ）

<手続き> 塩釜警察署交通課 ☎022-362-4141

障害名 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	4-1		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○		△	
上肢障害	○	2-1 2-2				
下肢障害	○	○	○	○	△	△
体幹機能障害	○	○	○			
脳病変運動機能障害	○	○	△	△		
心臓機能障害	○		○			
じん臓機能障害	○		○			
呼吸器機能障害	○		○			
ぼうこう機能障害	○		○			
直腸機能障害	○		○			
小腸機能障害	○		○			
免疫機能障害	○	○	○			
肝臓機能障害	○	○	○			

※△印については、医師から歩行困難の程度を示す意見書の添付が必要となります。

税制上の優遇制度

身体

知的

精神

種類	内容	身障手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	窓 □
所得税 (租特法)	障害者控除	3～6級	B	2～3級	税務署
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
	同居特別障害者扶養控除	1～2級	A	1級	
	心身障害者扶養共済の所得控除	○	○	—	
	マル優制度（貯金、公債、郵便貯金のそれぞれ350万円まで、その利子について課税されません。）	○	○	○	
相続税	障害者控除	3～6級	B	2～3級	税務署
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
贈与税	特別障害者への扶養信託契約を利用した贈与は6,000万円まで非課税	1～2級	A	1級	税務署
消費税	義肢、盲人用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、改造自動車などの身体障害者用物品の譲渡等は非課税	○	—	—	税務署
住民税	前年所得125万円以下非課税	○	○	1～3級	町税務課
	障害者控除	3～6級	B	2～3級	
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
	同居特別障害者扶養控除	1～2級	A	1級	
事業税	重度の視覚障害者（失明者及び両眼の視力が0.06以下の方）があんま、マッサージ、指圧、針灸等の医業類似行為を行う場合は非課税	○	—	—	県税事務所

自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免 身体 知的 精神

<対象となる自動車>

- ◎身体障害者、戦傷病者が所有（取得）し、専ら本人が運転する自動車
 - ◎身体障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、戦傷病者）が所有し、本人と生計を一にする家族が運転する自動車
（身体障害者が18歳未満、知的障害者、精神障害者の場合には生計を一にする家族が所有（取得）する自動車でも可）
 - ◎身体障害者等で構成される世帯の身体障害者等が所有（取得）し、専ら本人のために常時介護する方が運転する自動車（常時介護者運転）
- ※減免を受けることができる自動車は、軽自動車税の対象となる自動車を含めて1人につき1台です。
 ※毎年度4月1日から納期限までが申請期間です。（途中から減免対象となる場合は、申請日の翌月から月割で減免されます。ただし3月は受付できません）
- 軽自動車の場合は、納税通知書が届いてから税務課で申請してください。（月割減免はありません）

<対象となる方>

（1）身体障害者手帳、戦傷病者手帳

手帳及び障害の区分		障害の級別												
		本人運転						生計同一者（家族）又は常時介護者が運転						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障害者手帳	視覚障害	○	○	○	○			○	○	○	○			
	聴覚障害		○	○					○	○				
	平衡機能障害			○						○				
	音声・言語機能障害			○						○				
	上肢不自由	○	○					○	○					
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	体幹不自由	○	○	○		○		○	○	○				
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	1○					○	1○				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	2○			
	心臓機能障害	○		○				○		○				
	じん臓機能障害	○		○				○		○				
	呼吸器機能障害	○		○				○		○				
	ぼうこう又は直腸機能障害	○		○				○		○				
	小腸機能障害	○		○				○		○				
	免疫機能障害	○	○	○				○	○	○				
肝臓機能障害	○	○	○				○	○	○					
療育手帳	—						判定が「A」							
精神障害者保健福祉手帳	障害の等級が「1級」													
戦傷病者手帳	県税窓口にお問い合わせください													

- 1 ー上肢のみに運転機能障害がある場合を除く。
- 2 ー下肢のみに運転機能障害がある場合を除く。

<問い合わせ先> 普通自動車については 塩釜県税事務所 ☎022-365-4191
 軽自動車については 七ヶ浜町税務課 ☎022-357-7452

交通・その他料金の割引

1. 鉄道運賃の割引 身体 知的

身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方やその介護者が乗車する場合に下記の割引があります。

区分	乗車形態	本人の年齢	乗車券の種類	割引率
第1種	本人が単独で片道 100 kmを超える区間を利用する。	制限なし	普通乗車券	本人のみ 5 割引
	本人が介護者とともに利用する(距離の制限なし)	12 歳未満	普通乗車券 回数券 急行券	本人・介護者とも 5 割引
			定期券	介護者のみ 5 割引
		12 歳以上	普通乗車券 回数券 急行券 定期券	本人・介護者とも 5 割引
第2種	本人が片道 100 kmを超える区間を利用する	制限なし	普通乗車券	本人のみ 5 割引
	本人が介護者とともに利用する(距離の制限なし)	12 歳未満	定期券	介護者のみ 5 割引

○第1種身体障害者及び第1種知的障害者が、介護者とともに、片道100kmまでの区間を乗車する場合には、自動券売機により所要区間の小児乗車券を購入することができます。

○自動券売機で購入された小児乗車券で乗車される場合には、自動改札機ではなく、係員のいる改札口を利用し、身体障害者手帳または療育手帳を提示して下さい。

○その他の場合には、発売窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、割引乗車券を購入して下さい。

<問い合わせ先> 各鉄道会社

2. 航空運賃の障がい者割引運賃 身体 知的 精神

区 分	対象者	手続き
身体障害者手帳（第1種または第2種）、療育手帳の交付を受けている満12歳以上の方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳上の方（顔付き写真で、搭乗日当日まで手帳の有効期限がある場合）	本人及び介護者1名	航空券販売窓口 に各手帳を提示 して航空券を購 入

※定期航空路線の国内線全区間

※割引率は各航空会社によって異なります

<問い合わせ先> 各航空会社

3. 福祉タクシーの利用助成・心身障害者等燃料費助成 身体 知的 精神 (※どちらかひとつ)

○福祉タクシー券の助成

<対象となる方> 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方
ただし、心身障害者自動車等燃料費助成券の交付を受けている方、社会福祉施設等へ入所されている場合は除きます。

<内 容> 1枚600円の利用券を1ヶ月4枚の割合で支給します。申請月から最初の3月分までを一括交付します。運賃支払い時に乗務員に1枚提出します。

○心身障害者自動車等燃料費助成

<対象となる方> ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方で自家用の自動車等を自ら運転される方。
②町内に住所を有し、前記手帳を交付されている方と同一生計にある家族が使用する自動車等を前記手帳の交付されている方のために運転される場合。
③町内に住所を有し、単身で生活する前記手帳を交付されている方の常時介護者で、障害者の利用のために運転する場合。
ただし、福祉タクシー利用助成券の交付を受けている方、社会福祉施設等へ入所されている場合は除きます。

<内 容> 1枚500円の利用券を1ヶ月4枚の割合で支給します。申請月から最初の3月分までを一括交付します。指定燃料販売店（ガソリンスタンド）にて料金支払い時に提出して下さい。

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

4. タクシー運賃の割引 身体 知的

<対象となる方> 身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方

<内 容> 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方がタクシーを利用された時にその手帳を提示すると運賃が1割引になります。ただし、宮城県タクシー協会未加入社は適用にならない場合がありますので確認して下さい。

<手 続 き> 運賃を支払う際に、手帳を提示し精算する。

5. 路線バス運賃の割引 身体 知的 精神

<対象となる方> 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

<割 引 金 額>

区 分	身体障害者手帳		療育手帳		精神保健福祉手帳	
	本人	介護人	本人	介護人	本人	介護人
普通運賃（50%引）	○	△	○	△	○	—
定期券運賃（30%引）	○	△	○	△	—	—

※△は手帳種別が第一種の方のみ対象

注) 割引をしていない事業所や障害程度の違いで介護者割引をしていない事業所もありますのでご確認の上ご利用ください。

<手 続 き> 町民バス「ぐるりんこ」は料金前払い制のため、バスに乗った際手帳を提示し料金支払。
普通旅客運賃はバスから降りる時、手帳を提示して精算。
定期旅客運賃は定期券購入の際に、窓口到手帳を提示。

6. 有料道路の割引 身体 知的

身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている方が有料道路を通行する際に手帳を提示すると料金が割引（5割引）になります。（役場にて手続きが必要となります）

- <対象となる車>
- ・乗用自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車で乗車定員10名以下の乗用のものに限る。）
 - ・貨物自動車（乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められるライトバンに限る。）
 - ・特殊用途自動車（車体の形状欄に車椅子移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員10名以下のもの）
 - ・営業用の自動車は対象になりません。（事業用及び法人名義は対象外）
 - ・障害をお持ちの方1人につき1台に限ります。

- <対象となる方>
- ①障害者ご本人が運転される場合
- ・身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。
 - ・本人または生計を一にする家族の方が所有する乗用自動車
- ②障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合
- ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、**※重度の障害**をお持ちの方が対象になります。
- （※重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲となっております。）
- ・本人または生計を一にする家族の方が所有する乗用自動車
 - ・上記の方が自動車を所有していない場合は、重度の障害者本人を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車

<必要書類>

	必要書類
ETC をご利用にならない場合	① 身体障害者手帳または療育手帳 ② 自動車検査証または軽自動車届出済証 ③ 運転免許証
ETC をご利用になる場合	①～③は同上 ④ ETC カード（※障害者本人名義のもの） ⑤ ETC 車載器の管理番号が確認できるもの （ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）

※未成年の重度の障害者の方で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ、障害者ご本人が運転して割引を受けない場合に限り、親権者又は後見人名義のETCカードも対象になります。
※ETCをご利用の場合は、町より発行された証明書を所定の封筒に切手を貼付のうえ「登録係」に郵送して下さい。後日書面にてご利用可能日が通知されます。

<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

7. NHK放送受信料の減免 身体 知的 精神

①全額免除

- 障害者手帳所持者（身体、知的、精神）がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
- 生活保護法に定める扶助を受けている場合

②半額免除

- 視覚又は聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主である世帯
- 身体障害者手帳が1、2級をお持ちの方が世帯主である世帯
- 重度の知的障害者が世帯主である世帯
- 精神保健者保健福祉手帳が1級をお持ちの方が世帯主である世帯
- 戦傷病者手帳が特別項症から第1款症をお持ちの方が世帯主である世帯

＜手 続 き＞ 七ヶ浜町地域福祉課で放送受信料免除申請書を記載し証明書の発行を受け
ます。全額免除の場合は、非課税世帯の証明が必要となる為、手数料がかかります。

＜問 い 合 わ せ 先＞ 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449
NHK視聴者コールセンター ☎0120-151515

8. 日本電信電話（NTT）番号無料案内（ふれあい案内） 身体 知的 精神

電話帳利用が困難な視覚、上肢等に障害をお持ちのある方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に事前に登録すると番号案内料が無料になります。

＜対 象 と な る 方＞ 視覚障害1～6級
肢体不自由1、2級（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳

＜問 い 合 わ せ 先＞ NTT営業所(フリーダイヤル)
☎0120-104174（土日、祝日除く9:00～17:00）

9. 携帯電話基本使用料金等の割引 身体 知的 精神

＜内 容＞ 身体障害者手帳・療育手帳・又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が携帯電話を所有(契約)する場合、基本使用料が割引になります。
※携帯電話会社によって割引率等は異なります。

＜対 象 者＞ 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

＜問 い 合 わ せ 先＞ 各携帯電話会社

10. 郵便料金の減免 身体 知的

種 類	内 容	割引率
盲人用郵便物	盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもので3kg以内のもの 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で所定の様式により点字図書館、点字出版施設など郵政大臣の指定を受けたものから差し出し又はこれらの施設に差し出す場合	無料
点字ゆうパック	大型の点字図書等を内容とするゆうパック	郵便局へ問い合わせ下さい
心身障害者用ゆうメール	図書館から心身障害者（身体障害者、知的障害者）に郵送で貸出し又は返送されるゆうメール	郵便局へ問い合わせ下さい
聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障害者用のビデオテープ等を内容とする3kg以内のもので、指定された聴覚障害者福祉施設との間で発受するゆうパック	郵便局へ問い合わせ下さい

※詳しい利用方法や金額については各郵便局にお問い合わせください。

11. 公共施設の割引 身体 知的 精神

施 設 名	割引内容	割 引 対 象			身 体 障 害 者 手 帳	療 育 手 帳	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
		単 独	介 護 付 本 人	介 護 者			
慶長使節船ミュージアム 石巻市渡波字大森30-2 Tel0225-24-2210	観覧料の免除	○	○	○	1～2級	○	1～2級
		○	○	—	3～6級		3級
蔵王野鳥の森 自然観察センター 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原162-1 Tel0224-34-1882	入館料の免除	○	○	○	1～2級	○	1～2級
		○	○	—	3～6級		3級
県立美術館 仙台市青葉区川内元支倉34-1 Tel022-221-2111	常設展示観覧料全額免除、特別企画展示観覧料の5割免除	○	○	○	1～2級	○	1～2級
		○	○	—	3～6級		3級
東北歴史博物館 多賀城市高崎1-22-1 Tel022-368-0101	常設展示観覧料全額免除、特別企画展示観覧料の5割免除	○	○	○	1～2級	○	1～2級
		○	○	—	3～6級		3級

12. 障害福祉サービス 身体 知的 精神 難病

これまでは、障害の種類や年齢によって受けられるサービスが決められていましたが、障害者総合支援法によりどんな障害をもった方も同じサービスを受けられるようになりました。

○障害福祉サービスの内容（主なもの）

〔障害児〕 障害児の生活能力の向上のために、日中の活動を支援するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
障害児通所	児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	障害児を対象に、保育所などにおける集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

〔訪問系サービス〕 在宅で訪問を受けたり、通所などをして利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う方が病気の場合などに、施設において宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事等の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

〔日中活動〕 入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付種類	サービスの名称	内容
介護給付	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理や看護、介護および日常生活の世話をします。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業等で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供を、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

[居住支援] 入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	自立生活援助	一人暮らしを希望する障害者が、安心して地域で生活ができるように、一定期間定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力や生活力を補うよう助言や相談に応じます。

[相談支援]

給付種類	サービスの名称	内 容
相談支援	計画相談支援	ひとりひとりの障害者の方が自立した生活を送るために、必要なサービスや支援についての相談と計画作成を行います。
	地域移行支援	施設や精神科病院に入院している方が、地域生活へ移行するための支援を行います。
	地域定着支援	単身で在宅生活している障害者の方に対し、常時の連絡体制と緊急時の支援を行います。

○ 障害福祉サービスを利用したときにかかる費用（H18年4月から）

サービスを利用した場合、利用者は費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限月額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。残りの9割は町・県・国などが負担するしくみです。

[利用者負担の上限月額]

所得に応じて下記の区分に分けられ、それぞれに負担の上限月額が決められています。

(H29.4現在)

所得区分		負担上限額
生活保護		0円（自己負担なし）
低所得1	非課税者で、本人または保護者の収入が一定未満の方	0円（自己負担なし）
低所得2	非課税者で、低所得1に該当しない方	
一般1	課税世帯に属し、居宅で生活する障害児	4,600円
	課税世帯に属し、居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	一般1に該当しない方	37,200円

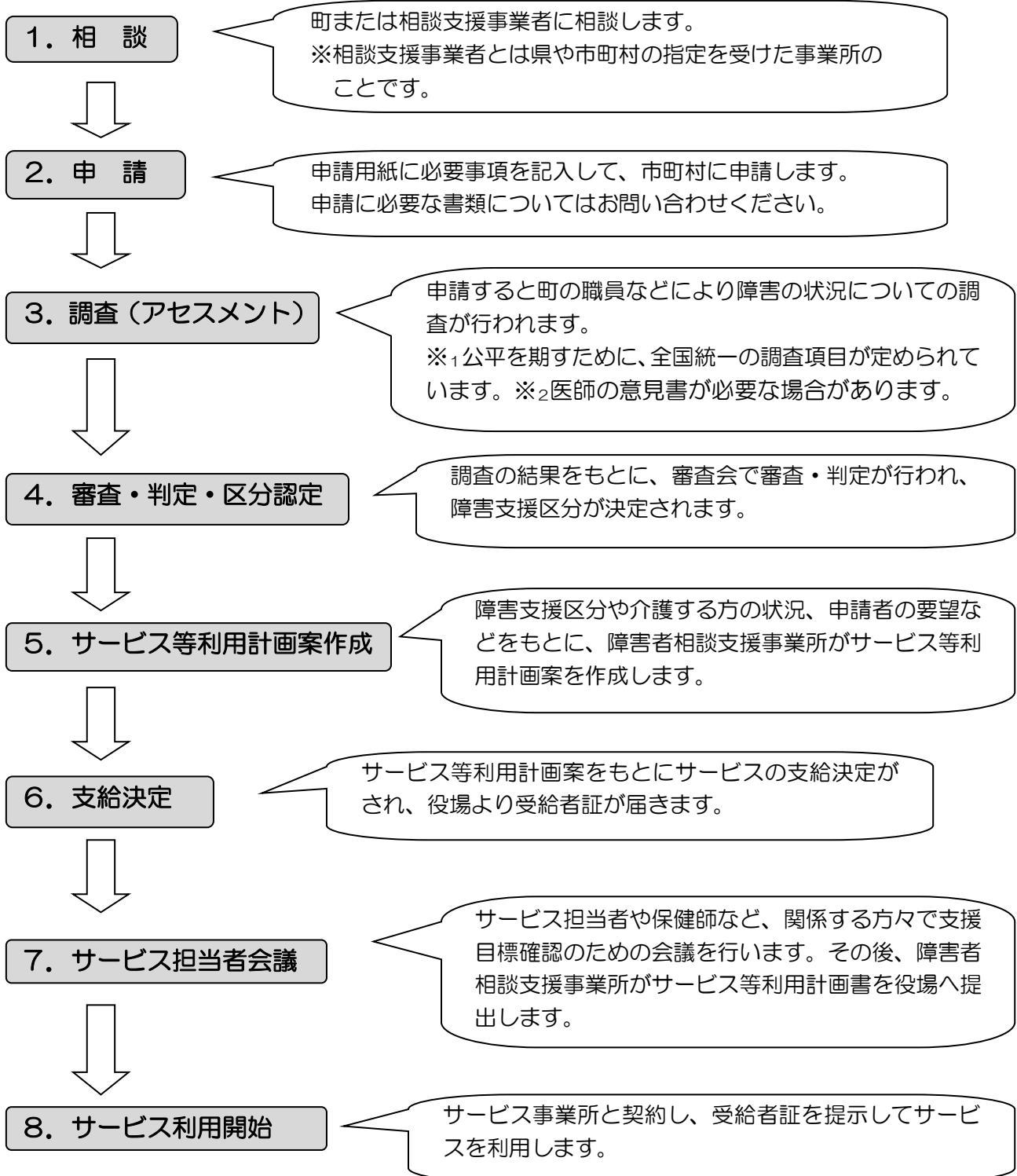
※障害児が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合、利用者負担額の合算がそれぞれいずれかの負担上限月額の高い額を超えた部分については、高額障害福祉サービス費として払い戻されます。

※施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。

ただし、施設入所者で生活保護、所得の低い方は、申請により補足給付が支給され負担が軽減されます。

[障害福祉サービスの利用のしかた]



<問い合わせ先> 七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

福祉施設

七ヶ浜町障害者地域活動支援センター「あさひ園」 身体 知的 精神

障害により就労が限られている在宅の障害者の方々に対し、地域住民との交流を図りながら生活訓練及び作業訓練を行うことにより日常生活の促進を図ります。

○七ヶ浜町吉田浜字野山5-9 ☎022-357-4796

七ヶ浜町心身障害児通園施設「まつぼっくり広場」

日々の遊びを通して一人ひとりの発達を促すことにより、基本生活習慣や集団生活適応のための力を身につけることを目指します。また、保護者が子供への理解を深め、療育の知識や技術を身につけることにより、積極的な姿勢で養育できる力をつけることができるよう支援します。

○七ヶ浜町東宮浜字東兼田35-10 ☎022-366-6141

各種団体等

七ヶ浜町身体障害者福祉協会 身体

七ヶ浜町内で身体障害者手帳をお持ちの方やその家族の方々の福祉増進を図るため、研修会等各種事業を行っています。（入会は随時受付しています。お気軽にお問い合わせください。）

<問い合わせ先> 七ヶ浜町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

七ヶ浜町手をつなぐ親の会 身体 知的

心身障害児（者）のための教育と、福祉の向上のための相談援護や講演会の開催、施設見学等心身障害児（者）の育成保護などを行っております。

<問い合わせ先> 七ヶ浜町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

心に病をもつ人の家族会 精神

精神障害者の家族が集まって、お互いの悩みを話し合ったり、病気を正しく理解する為に、医療・保健・福祉制度などの勉強会をします。

<問い合わせ先> 七ヶ浜町健康増進課 保健指導係 ☎022-357-7448

七ヶ浜町ボランティアグループ

グループ名	内容
七ヶ浜町ボランティア友の会	施設訪問（シーツ交換等） 地域支援（各地区でのサロン活動等）
七ヶ浜婦人と暮らしを考える会	あさひ園まつりにおける手芸品等の作成・販売
結の会	単身高齢者へのお誕生日プレゼントの配布や、土曜喫茶室等 社協事業への協力
手作りおもちゃボランティア3びきのこぶた	ハンディのある子ども達のための手作りおもちゃの製作を中 心に、子育て支援センターへの協力
吉田浜ボランティアクラブ	吉田浜地区の環境美化、地区行事の手伝い、あさひ園まつり の手伝い
お話ボランティアあゆみの会	読み聞かせ（生涯学習センター登録） 読み聞かせのための勉強会
さきおりボランティアコットン	あさひ園で製作している“裂き織り”や手芸品のボランティ ア。
しちがはまレクリエーション協会	レクリエーション講習会の開催 地区介護予防教室やサロンにおける講師等
ぽっけの会	子育て支援を目的としたママたちのサークル。イベント時の 子どもの見守り等。
七ヶ浜町更生保護女性会	あさひ園での作業ボランティア
ボランティアグループ「ひょうたん」	農業・漁業支援、草刈りなどの手伝い
クラブ多聞会	特別名勝松島四大観“多聞山”の草刈り等清掃ボランティア
朗読サークルきずな	視覚障がい者のために「声の広報しちがはま」の録音、デイ サービスや学校などを訪問し、対面朗読や読み聞かせ。
はまなすの会	デイサービスや施設において、レクリエーションダンスを中 心とした慰問。
ボランティア「あねっこ」	レクリエーションダンス等で町内・近隣市町の老人福祉施設 の慰問。
カラオケ演歌村	歌と踊りによる施設訪問ボランティア

<問い合わせ先>

七ヶ浜町社会福祉協議会（七ヶ浜町ボランティアセンター） ☎022-349-7781

障害についての相談

1. 七ヶ浜町地域福祉課

七ヶ浜町地域福祉課は福祉制度に関する各種申請の窓口であり、障害のある方やその家族の病気の悩みや医療、リハビリ、生活、自立、就労・虐待などに関する各種相談に応じています。

七ヶ浜町地域福祉課 ☎022-357-7449（直通）

2. 身体障害者・知的障害者相談員

身体や、知的に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な提言を行い、地域活動の推進、各種機関の業務に対する協力や身体・知的に障害のある方に関する援護思想の普及など障害のある方の福祉の増進を図ります。

○身体障害者相談員

安部 君夫（汐） ☎022-357-3052

伊藤 政治（笹） ☎022-357-0876

鈴木 安彦（東） ☎022-364-0104

○知的障害者相談員

高橋 洋子（汐南） ☎022-357-2351

3. 七ヶ浜町障害者等相談支援事業所「ふっとわ〜く」

障害をお持ちの方が地域で自立した生活を送れるように、窓口及び個別訪問等で各種相談に応じています。

ふっとわ〜く（七ヶ浜町社会福祉協議会内） ☎022-349-7781

4. 障害者等虐待相談

障害を持つ方に対する虐待が疑われる場合などの相談支援を行っています。

七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449

七ヶ浜町社会福祉協議会 ☎022-349-7781

5. 宮城県仙台保健福祉事務所

身体、知的、精神障害など各種援護措置について助言指導、相談を行っています。

宮城県仙台保健福祉事務所 ☎022-363-5502（代表）

6. 宮城県リハビリテーション支援センター

○障害者手帳の交付をはじめ、身体・知的障害者の専門的相談、医学的、心理学的、職能的判定などを行っています。

○けがや病気で脳に損傷を受け、後遺症により社会生活に支障をきたすような「高次脳機能障害」を持つご本人や、家族の方々への支援・相談を行っております。

宮城県リハビリテーション支援センター ☎022-784-3587（代表）

7. 宮城県精神保健福祉センター

精神障害者保健福祉手帳の交付や、自立支援医療（精神通院）の認定、こころの相談などを行っています。

宮城県精神保健福祉センター ☎0229-23-1657

8. 宮城県中央児童相談所

○在宅の心身障害児に対する集団治療と保護者に対する相談指導、在宅訪問指導などを行っています。

○1歳6ヶ月及び3歳児健康審査を受けた結果、精神的発達面に遅れや、または障害の疑いのあるお子さんをより精密に検査し、検査結果によっては専門的な個別指導などを行っています。

宮城県中央児童相談所 ☎022-784-3583

9. 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を持つご本人とその家族、または関係者の方々の相談支援等を行っています。

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」 ☎022-376-5306

10. 障害者でんわ相談室

障害のある方（身体・知的・精神）の権利擁護などに関する相談を受付けています。

月	12:00~17:00	精神障害者
水・木	12:00~17:00	身体障害者
金	12:00~17:00	知的障害者
土	12:00~17:00	知的障害者
日	12:00~17:00	精神障害者

上記以外の時間、火・祝祭日・年末年始は留守番電話及びファックスで対応しています。

障害者でんわ相談室 ☎022-296-5053

11. 宮城東部地域自立支援協議会

宮城東部自立支援協議会は、七ヶ浜町を含む近隣2市3町の行政機関や相談支援事業所、福祉サービス事業者、障害者本人・家族、その他関係機関で構成されており、地域において障害を持つ方の生活を支えるための各関係機関のネットワーク作りや課題解決に向けた協議などを行っています。

七ヶ浜町地域福祉課 障害福祉係 ☎022-357-7449
地域拠点センター ☎022-352-1501

七ヶ浜町くらしの情報

(障害福祉サービスのご利用について)

- 発行 平成31年2月
- 発行・編集 七ヶ浜町地域福祉課
〒985-8577
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
TEL 022-357-7449